

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>経済常任委員会会議録</b>			
日 時	平成16年11月16日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時55分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	佐藤委員長、古沢副委員長、森井・井川・山口・見楚谷・小林 ・斉藤(陽) <span style="float: right;">各委員</span>		
説 明 員	経済・港湾 両部長、農業委員会事務局長  ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: center;">書 記</div>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山口委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「大規模小売店舗の届出について」

(経済)本間主幹

大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗の届出について、報告いたします。

9月22日に大和工商リース株式会社より北海道知事あてに、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、大規模小売店舗届出書が提出されております。届出書の概要につきましては、大規模小売店舗の名称は、仮称ですが、ホームック新手宮店、所在地は小樽市手宮1丁目114番1号ほか、店舗面積は6,671平方メートル、駐車台数は415台、営業時間は午前7時半から午後9時まで、新設する日は平成17年5月30日となっております。

これを受けまして、市として、大規模小売店舗周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を、平成17年2月15日までに北海道知事あてに提出することとなっております。なお、11月9日に届出の内容について、住民等の説明会を開催しております。

委員長

「地域経済活性化推進事業について」

(経済)産業振興課長

平成16年度当初から進めております地域経済活性化推進事業の進ちょく状況について、報告いたします。

まず、ホスピタリティ啓発事業ですが、市内で観光客に接する機会の多い飲食店経営者などを対象に、観光施設の視察や講習会を実施したものです。市内の観光スポットや観光に関する知識を習得してもらうことを目的に、6月と9月の2回実施し、50名の参加がありました。参加者からは「小樽が歴史のまちであることを再認識した」などの感想があり、有意義な取組として評価されたところです。

次に、地場産品評価基準調査事業ですが、市内の店舗、施設や接客サービスなどについての(仮称)小樽ブランドを構築するに当たり、業界の現状を拝するとともに、評価基準を設定するための基礎調査を行うものであります。本年度は小樽観光を代表する飲食業のすし店を対象に、小樽商科大学へ業務委託し、7月から10月にかけて観光客とすし店主へのヒアリング調査を行いました。現在は、調査結果を集計分析し、評価基準の策定に向けた作業を進めております。

次に、香港マーケットリサーチ事業ですが、東アジアから小樽へ訪れる外国人観光客が増えていることから、香港において今月24日から30日までの7日間、地場産品の販売や実演、飲食、試飲、試食を行いながら、アンケートによる市場調査を行うものであります。参加企業による実行委員会を組織して事業を行います。香港では地場産品のPRのほか、小樽観光のPRも別ブースを設けて行ってまいります。帰国後はアンケート調査結果を集計分析の上、地場企業の皆さんを対象としての結果報告会を開催し、売れ筋商品の開拓、既存商品の改良や新たな商品の開発を目指すことにしております。

また、地場産品ホームページ作成事業は、香港マーケットリサーチ事業の実施に先立ち、市場調査を実施するとともに、小樽フェア参加企業の商品をアジア圏などに周知するための販路拡大ホームページの英語版、中国語版、日本語版を作成したものであり、8月より公開しているところであります。

なお、アンテナショップ展開事業ですが、東京にアンテナショップを設置し、地場商品を展示するとともに、市場ニーズ調査を行って、今後販路の拡大や新たな商品の開発につなげたり、小樽観光の魅力を発信する場として活

用する予定で進めておりましたが、当初予定の会場の都合などにより、残念ながら実施は難しいものとなりました。

いずれにしましても、来年3月末をめどに各事業を推進し、また実施内容を整理するなどして、次年度以降につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

委員長

「平成16年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算について」

(港湾)港湾整備室工藤主幹

10月28日付けで石狩湾新港管理組合から協議がありました平成16年度一般会計補正予算案について、資料で説明申し上げます。

初めに、歳出について、説明申し上げます。資料の左側になります。港湾建設費を5,165万円増額補正計上いたしております。この内容につきましては、サケ定置網漁をはじめとする漁業の拠点となっております東地区船だまりの航路マイナス3メートルを確保するために航路護岸工事費を増額し、早期完成を図るものであります。

本工事は西側からの漂砂から航路を確保するため継続して整備しておりましたけれども、先般の台風18号により航路の埋没が進み、航行可能水域が狭まり、漁を終えた漁船が航行する際に危険な状態になっていることが判明いたしました。このため、航路の埋没を防ぐために航路護岸の早期完成が必要なことから、平成17年度完成に向けて本年度より重点的に整備することとしたものです。このため、当初5,800万円であった事業費を1億2,340万円増額し、一方、東地区の物揚場、港湾関連用地及び道路の一部事業費7,150万円と東地区のしゅんせつ工事費25万円を減額することにより、港湾建設費で差引き5,165万円増額し、補正前の7億2,724万8,000円から7億7,889万8,000円に補正するものであります。

次に、歳入でございますが、事業費増額分にかかわる歳入といたしまして、国庫支出金4,965万円及び組合債200万円を増額補正いたしております。この結果、歳入、歳出とも5,165万円を増額し、総額を38億4,660万2,000円に補正するものでございます。なお、このたびの補正によります母体負担金については、変更はございません。

以上、平成16年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案について、説明申し上げましたが、市といたしましては、漁業活動の安全確保のために、早急な対応が必要な事業であるとともに、母体負担金に変更がないことから、これに同意してまいりたいと考えてございます。

なお、本補正予算案につきましては、来る11月24日開催の石狩湾新港管理組合議会第3回定例会に諮られる予定でございます。

委員長

「石狩湾新港管理組合特別職の給与等に関する条例の一部改正について」

(港湾)港湾整備室工藤主幹

9月22日開催の経済常任委員会で、石狩湾新港管理組合一般職の職員の寒冷地手当の取扱いにつきまして、同意回答する旨報告いたしましたが、その後、特別職につきましても同様の協議がございましたので、同意回答いたしましたので、報告申し上げます。

委員長

「分区条例施行後の状況について」

(港湾)港湾振興室小林主幹

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例につきましては、条例改正案がさきの第3回定例会におきまして議決され、本年9月28日から施行されました。

今回の改正は、基本的に手宮地区など一部地区での建築物の用途規制緩和を行うものでございますが、新たな条例施行後の状況につきまして、報告申し上げます。

まず、手宮地区におきましては、地区内の大規模未利用地となっている民有地を活用して、先ほど報告がござい

ました日用雑貨品等販売のホームックが現在地から移転し、新たな店舗を建設することになっております。また、工業港区から修景厚生港区に変更した運河北端部におきましては、店舗展開が可能になりましたことから、商業店舗の計画について数件の問合せが寄せられてございます。さらに、商港区内の特定地区として用途規制が緩和されました港湾合同庁舎周辺地区におきましても、一部市有地の買取り要望が出されるなど、新たな土地利用に向けた動きが活発化する兆しが徐々に現れてきております。

市といたしましては、臨港地区において、地域経済の活性化につながるような民間サイドの土地利用が促進され、分区の見直しに伴い、できるだけ大きな経済効果が生み出されるよう、今後とも民間の開発計画に注視し、必要な指導等に当たりながら対応してまいりたいと考えております。

委員長

「ボリビア船籍ヤンホー号について」

(港湾)港湾振興室小林主幹

ボリビア船籍の貨物船ヤンホー号1,077トンの経過について、概略を説明いたします。

同船舶は、平成15年12月1日、サハリン州のコルサコフ港から冷凍カニ約25トン積んで小樽港に入港いたしましたが、入港後の北海道運輸局によるPSC検査の結果、エンジン構造や救命艇の配備など、外航船舶として国際条約に定められている基準に適合しない点があることが判明したため、それらについての改善命令を受け、出港停止処分がなされております。その後、船長や荷主側が中央アメリカのベリーズにあるとされている同船舶の所有会社に早急に必要の対応を図るよう連絡いたしましたが、明確な方針が伝えられないまま経過してまいりました。

この間、当初の乗組員は本年1月から2月にかけて帰国し、ウクライナ人の船員15名と交替いたしましたが、これら乗組員の給料や船の維持経費等も支払われることなく推移したため、本年5月から国際運輸労連(ITF)が乗組員の支援に乗り出し、船主側との折衝を行ってまいりました。しかし、事態解決に向けた進展が見られないため、本年10月、ITFより人道的見地から乗組員全員を本国に帰国させたい旨の方針が示されました。

港湾管理者としては、船体だけ無人で残されることにつきましては、管理上問題があるため、船主並びに船長に対し、当面する問題を解決し早期に出港すること、また乗組員が帰国する場合には、必要な保船要員を確保することを要請してまいりました。

結果として、10月27日に乗組員15名のうち12名が帰国し、その後11月5日には在日ウクライナ大使館から一等書記官が来樽し、残り3名の説得を行いました。意向は変わらず、現在その3名が未払賃金の支払等を求めて船に残っております。

港湾管理者といたしましては、ITFや荷主に対して引き続き事態の打開に向け、協力を要請するとともに、運輸局や海上保安部、入国管理事務所などの関係機関と緊密な連携を図りながら、早期に問題の解決が図られるよう、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

委員長

「小樽港将来ビジョン懇談会について」

(港湾)港湾整備室工藤主幹

小樽港将来ビジョン懇談会の開催について、報告いたします。

まず、この懇談会開催の背景及び目的でございますが、近年の小樽港及び関連業界を取り巻く厳しい環境を踏まえ、都市経営上、重要な位置を占める小樽港の今後の振興や活用の道につきまして、従来の考え方に固執することなく広く可能性を探るため、港湾関係業界、商工会議所及び行政が一堂に会して、忌たんのない意見交換を行い、一定の指針としてまとめようとするものでございます。

具体の進め方といたしましては、懇談会の下に研究会を設け、この研究会でテーマごとに意見交換を行い、一定程度調整が図られた段階で逐次懇談会に提案をし、さらに議論していただくということを考えております。

期間といたしましては、おおむね1年程度で懇談会としての意見の集約を図ってまいりたいと考えてございます。なお、懇談会、研究会のメンバーにつきましては、当面は港湾関係業者を中心に進めることといたしておりますけれども、今後の研究テーマや議論の方向に応じまして、それ以外の団体の追加にも柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、これまでの経過についてであります。懇談会はまだ正式に発足しておりませんが、あらかじめ懇談会の参加予定団体の方々のご了承を得て、去る8月24日に研究会を先行して立ち上げ、原則として月1回のペースで開催することといたしております。現在までに懇談会に提案する今後の研究テーマの選定を中心に、フリートーキングの形で意見交換を行っております。

今後の予定でございますが、年内には懇談会を発足し、研究会でまとめた今後の研究テーマの提案を行う予定でありまして、第1回懇談会の中でそれらの適否や追加等について意見交換を行い、そこで整理されたテーマに基づき、今後の活動を本格化させてまいりたいと考えております。

委員長

「石狩湾新港の海難事故について」

(港湾)港湾整備室長

去る11月13日に発生いたしました石狩湾新港における海難事故について、報告申し上げます。

海難事故の経緯、経過でございますけれども、韓国船籍の貨物船マリンオーサカ号5,565総トン、乗組員16名が台湾にスクラップを積み出すために、石狩湾新港に同日午前7時入港予定で、北防波堤の3キロメートルほど沖合に錨泊のところ、北西の風20メートルによる風浪の中、走錨し、午前1時49分に北防波堤の小樽側端部から約600メートル付近に衝突、第一管区海上保安本部に救助を求めてきたものでございます。直ちに海上保安部、道警、自衛隊のヘリコプターをはじめ、小樽市消防本部など7機関が出動し、懸命な救助活動に当たりましたが、悪天候の中、困難を極め、現在までに9名が生還したものの6名が死亡、1名が行方不明という残念な結果となっております。お亡くなりになりました方々のごめい福をお祈りいたしますとともに、行方不明の方の一刻も早い発見を願うものでございます。

なお、当該貨物船は、船体が三つに破断しておりまして、防波堤外側の消波ブロックに乗り上げ又は沈没している状態で、船内から燃料の重油が多量流出しておりまして、14日現在、港外については厚田、浜益方面に油の固まりが帯状に漂流し、港内についても、防波堤からの越波により、数か所に漂着していることが確認されております。

これら流出油対策につきましては、同日午後1時過ぎに石狩・後志管内沿岸排出油防除協議会の総合調整本部会議が設置され、現地調査並びに回収作業について協議を行ってまいりましたが、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船主側の防除体制が確立されたため、15日午後5時をもって、総合調整本部については解散しております。

また、船体の撤去作業につきましては、冬場の作業に関しては相当の困難が伴いますので、来春に行うことも検討されていると聞いております。

次に、このたびの海難に対する小樽市の対応であります。総務部防災担当が直ちに現地で情報収集に当たったほか、先ほど述べましたように消防本部が救助者の搬送活動に迅速に対応するとともに、14日には西ふ頭防砂堤付近の一部について、漂着油の除去作業を行い、その後も小樽市域の海岸線のパトロールを行い、調査中でございます。

また、港湾部では事故発生の連絡を受けた当日早朝に、石狩湾新港管理組合との連絡、応援体制を整え、港湾部で所有するオイルフェンスをはじめ、油処理資材を管理組合に提供するとともに、14日にはタグボート2隻を油対策作業のために派遣したほか、石狩・後志管内沿岸排出油防除協議会の総合調整本部会議に職員を派遣し、情報収集に当たりましたが、今後も要請があれば、可能な限り協力することとしております。

なお、先ほど入りました情報によりますと、本日午前10時10分ごろ、道警のヘリコプターによる情報として、船体が海面上に視認できないことと、さらに油の流出が確認され、また衝突箇所の防波堤港内側に展張してありましたオイルフェンスから西側に帯状の油の流出が見られるとのことでございます。

委員長

これより、報告事項に関する質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

共産党。

-----  
古沢委員

マリンオーサカ号の事故について

報告の順番に前後しますけれども、今のマリンオーサカ号、報告があったとおりですが、港湾区域内にアンカーをおろしたのかどうかは、正確に確認されていますか。

(港湾)港湾整備室長

正確かどうかという点では、まだきちんとした調査が済んでおりませんけれども、北防波堤の沖合の3キロということになりますと、港湾区域を越えた地域に投錨していたものというふうに思われます。

古沢委員

石狩湾新港の場合、はるか昔の記憶にもなってしまいますけれども、一帯が砂浜でおよそ大きな港などつくるなんていうことは、歴史上かつてどなたも考えなかったところにあの港がつけられたわけですが、特に冬場に向けて、風、波の問題、それから先ほどの補正予算に出ている漂砂の問題、地形上からこういった点が構造的な一つの弱点といたしますか、これをどうやって克服していくかということが新港建設の大きな課題でもあったのではないかと思います。そのことが今回の海難事故は残念な結果になりましたけれども、一つの警告を発しているのではないかと思いますので、そういった点ではいかが考えていますか。

(港湾)港湾整備室長

今の石狩湾新港周辺へ港湾を建設しようとする計画というのは、実は明治初頭のころから、もうかなりの計画がございました。それで、一つは砂地の問題、これもかつては砂地へ港をつくるというのは、非常に困難が伴うものという考え方が強かったわけですが、その後、技術の進歩等もございましたし、船舶の性能等の関係もございましたけれども、例えば鹿島港であるとか、近くは苫小牧港であるとか、かなりの実績を積んできた中で、石狩湾新港についても特に技術上の問題はないものという、国の方での技術的な検討の結果を踏まえて、建設に至ったというふうに承知しております。

今回の事故ですけれども、確かに砂地というのはアンカーというか、いかりのひき方というのが、一歩操作を間違えると非常に不安定な状況になるということもございまして、石狩湾新港という港が砂地にあったから起きたということで直ちに結論づける形にはもちろんならないと思えますけれども、基本的には船長の安全ないろいろな判断、こういった部分が昨日の海上保安部の責任者の方の見解の中でも述べられておりましたけれども、そういった部分での迅速な対応に若干の問題があったのかなという感じは持っております。

なお、砂地における船舶の事故に限らず、小樽港についても、先般のああいいう気象条件の中で漁船が走錨して事故を起こしたということもございまして、こういった悪天候の中では、第一義的には船長の適切な判断、これが重要だというふうに私は認識しております。

古沢委員

新聞報道の限りですけれども、マリンオーサカ号の近くには、愛媛県のタンカーも停泊していたようですね。正確にはわかりませんが。その愛媛県のタンカーがアンカーを揚げて、強風、波に対する対応をとって難を逃れたの

か、新聞報道でいえば、愛媛のタンカーは流されていないというふうに言われていますし、そうすると今お話があったことも含めてですけども、きちんとした検証が必要になってくるのではないかと思うのです。残念なのは、隣接する小樽の港も含めて、特にこういう冬場に向けて、危ない港、危険な港という、そういう風評被害的なものが広まるかと、そういうようなことも含めて、大いに心配事ではあります。これは、そういうふうに私が感じているという点で質問ではありません。

大規模小売店舗の新設について

次に、大規模小売店舗の届出に関連して伺いたいと思います。一部、分区条例施行後の状況についても関連するかもしれませんが、特に小樽だけの問題ではありませんね。経済常任委員会では、つい数日前、大阪の岸和田市、それから箕面市へ視察に行かせていただきましたが、同じようなことで悩んでおられる。特に、大型店と地元の商店街、地域経済との関係では、たいへん深刻な問題になっているようです。特に、あちらの地域でいえば、さらに一歩も二歩も進んで深刻度が増してきて、立地した、新設した大型店が立ち行かなくなって、共存共栄どころか、地元の商店街が疲弊していく。大型店が勝ち組になるかということ、その大型店がけっきょく勝ち組になれなくて、閉店をする、撤退をするという、中心市街地が空洞化してしまう。まちづくりではなくて、まち壊しだという、そういう認識が非常に強いのではないかと思うのです。小樽もマイカルでそういった問題に直面したわけですけども、この間の小樽の状況はどうかということで、幾つかの数値で報告いただきたいと思うのです。

現状の大型店舗の設置状況とか出店状況、小売業全体に占める売場面積での割合、店舗数と売場面積の割合、まずそれを教えていただきます。

(経済)本間主幹

ご質問にありました市内の大型店の状況でございますけれども、今年の5月1日に調査しておりますもので、1,000平方メートルを超える大型店ということで、店舗数が21店舗、全体の店舗面積ですが16万4,762平方メートル、市内の小売面積に占める割合ということですが、平成14年の商業統計調査によりますと、売場面積が24万1,081平方メートル、ですから市内の小売面積に占める1,000平方メートル以上の店舗の割合は、68.34パーセントということになります。

古沢委員

およそ70パーセントになるうとしているわけですが、旧大店法といいますか、500平方メートル以上で統計をとっていたときと、単純には比較できないと思うのですが、かつての統計の手法でいえば、もう7割どころか8割を超えるという状況は容易に推計されるわけですね。

そこで、この間の小売業の関係の市内の商店数の推移について、商業統計でけっこうですから、平成9年を基点にして現在どういうふうになっているかということと、あわせてこの小売業に従事する従業者の数の推移についても教えてください。

(経済)本間主幹

小売商業統計調査の結果によりますと、平成9年ですが、総店舗数は1,960店、従業者数が1万2,999人、平成11年は総店舗数ですが1,946店、従業者数が1万2,249名、平成15年ですが、総店舗数は1,812店、従業者数は1万1,215名となっております。

古沢委員

おおよそこの間だけでも店舗数でいえば、130店舗ぐらい減っていますし、従業員でも1,000名ほど減という状況になっています。これ自体はたいへん深刻な状況ですし、全国的な傾向から見ると、大型店舗の新設、立地というのがこれ以上進んでいけば、文字どおり経済常任委員会で視察をした際に伺った大阪方面、関西方面、こういったところが今直面している事態に、早晚小樽もならざるをえない。これ以上放置することができないという状況、いわば危険水域を越えているという状況ではないかというふうに思われるのですが、どのように判断されていますか。

(経済)本間主幹

確かに、割合からいけば、道内におきましても大型店の占める割合が事実として高いという状況は認めております。この間、大規模小売店舗の出店に関しましては、旧大店法におきましては、例えば商業調整という場が働きまして、店舗面積の抑制とかそういうことになったのですけれども、大店立地法になりまして、これは平成12年から施行されておりますが、そういった出店抑制というのではなくて、環境面に配慮した指針ということで、法の内容自体が変わっております。

そうした中で、一方、消費者の側といいますと、今のモータリゼーションの進展だとか、消費者の方々のそういった大型店の中でワンストップショッピングといいますか、利便性ということで、消費者の方々が大型店を利用していくという状況。そしてもう一方で、商店街が市場という、既存商業といいますか、そういった方々に対する支援としましても、市として平成9年ぐらいから、空き店舗対策だとかさまざまなソフト事業、また商店街の近代化に対する支援等、さまざまな施策を講じてきたわけですが、そうした中で商店街、市場というものは、個人消費の低迷といいますか、なかなか売上げが上向かない中で、確かに今厳しい状況には置かれているというふうには認識しております。

古沢委員

例えば、手宮地域でいいますと、今お話にあったような生鮮品だとか、食料品を扱うような大型店ができていますし、今回、報告になった店舗もできたわけですね。その結果、あの周辺の商店街、市場がどういう状況になったかというのは、一々挙げることもないと思うのです。商店街とかその地域に根差した市場とかというのは、地域のそこに住む人たちの生活を支える場でもあったし、コミュニティの場でもあったわけですが、そういう商店街から生鮮品を扱うような八百屋だとか魚屋、いわば単品を主として扱うような店がどんどん姿を消していく。結果として、そのコミュニティの役割を果たしていた、地域の食生活を支えていたそういう商店街、市場が、けっきょく持ちこたえられなくなって行って、姿を消していくという状況が、例えば手宮地区なんか非常にわかりやすく出ていると思うのです。ですから、そういう意味でいえば、もう警戒水域を越えているのではないかと。ここで何とかしなければというふうな思いというのは、議会の場に身を置こうと、行政の場に身を置こうと、今の小樽市の現状はそういう共通認識に立つことができると思うのです。

それで、具体的に今回届出のあった件に関連して、何点かお尋ねをしておきたいと思います。

店舗の施設面積だとか、開店、閉店の時間、駐車場の施設等は報告をいただきました。そこで、北荷の跡地の問題ですから、いろいろ港湾物流の問題、それからその先には水族館、祝津を抱えている観光上の問題、こういった問題でまず伺っておきたいのですが、この間、臨港線から道道、そして祝津にかけての交通量調査みたいなものを、例えば港湾部、例えば観光面からそういう調査をやっていることがありますか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

臨港道路、小樽港縦貫線が道道にぶつかっていますけれども、その部分につきましては、交通量調査等は今のところ行われていないと聞いています。

古沢委員

観光の方はありますか。

(経済)観光振興室長

私どもの方も交通量調査は行っておりません。

古沢委員

水族館の年間入館者数ですが、どういうふうになっていますか。

(経済)観光振興室長

このところの二、三年ほどの水族館の入館者状況でございますが、36万人から37万人程度で推移してございます。



古沢委員

あらかじめお尋ねしておきたいのですが、この話をお伺いした際に、先ほどの報告では5月30日新規オープン、新設という、できればゴールデンウィークにもという話があったと思うのですが、それは間違いはないですか。

(経済)本間主幹

大規模小売店舗の届出上は、平成17年5月30日という開業予定日となっておりますが、ただ委員がおっしゃられたように、この種の店舗ですから、希望として、ゴールデンウィークまでにはオープンしたいという意向がありまして、それに対しまして、今、北海道の方では、どれだけ短縮できるのかということを道庁内で協議しているというふうに聞いております。

古沢委員

それは後で聞きますけれども、それで港湾の物流上の問題ですが、手宮側厩岸壁周辺には、倉庫業者、石油関連業者などこうした事業者が相当数入っております。そうした港湾関係業者の物流機能の問題から考えて、ここに大規模店舗が臨港線と道道の接点のあの地域に立地されるわけですね。こういった点での心配、影響はないかということなのですが、いかがですか。

(経済)本間主幹

大規模小売店舗立地法の指針の中で、交通対策に対する指針というものがございまして、必要な駐車場の台数の確保とかそういったものが一定の数値を基に計算されて、それを上回るような形での駐車場の設置というのが、ひとつ交通対策としては駐車台数を確保するというような計画でございまして。

また、今の道路との関係では、建物を設置者側からの対策としましては、例えば歩行者の通行の利便の確保や交通安全等の配慮ということで、店舗サインとか出入りの業者等に対する徹底指導とか、あと交通整理員を配置して、そういった交通の円滑化を図るだとか、そういったことでの対策をとるというふうに聞いております。

古沢委員

港湾部、心配ないの。

(港湾)港湾振興室小林主幹

確かに、港湾物流への影響ということで、臨港道路、その他の道路もそうですけれども、特にオープン時の混雑ということは懸念されると思います。ただ、現時点でそういう状態が恒常的に続くのか、そのときだけの話になるのか、また全体的にその交通量がどのぐらいに想定されているのか、その辺がまだ把握されていない中で、具体的にどのような対策が必要となるのか、今の時点では申し上げられない状況でございまして、いずれにしましても、この大店立地法の届出の中で関係部局との調整がいろいろされるとは思いますけれども、その中で港湾の交通の確保ということについても、じゅうぶん検討していかなければならないものというふうに考えてございます。

古沢委員

観光室長に伺いたいのですが、あそこに新設されるホームマックは415台分の駐車場を備えていまして、そして車の流れ、入りの方向で考えた場合は、ほぼ100パーセント近く、市内の山道を知っている人は除いてですが、一般的には小樽側から入っていきます。そうすると、駐車場の出入口は4か所ですね。入りが2か所、出が2か所。入りで考えますと、どうしても小樽側から道路の左側を走って行って、そして道路を横断して駐車場に入るといった状況になりますね。しかも先ほどの話でいえば、これ自体は後でまたお尋ねしなければいけませんけれども、できれば5月のゴールデンウィークにオープンをしたいなというふうに考えますと、通常でもこの時期の様子、状態を考えれば、混乱を超えて、ほぼパニック状態になってしまうのではないかと心配がされますが、どうでしょうか。

(経済)観光振興室長

委員のご指摘のとおり、高島・祝津方面に向かう道路ということでは、赤岩方面からも通路はございますが、ま

た海上からも観光船を使ってというような入り方もありますが、主としてはやはりこの道路を利用しての通行ということになると思います。その点では、春の観光シーズンということにもなりますし、曜日配列上の問題もありますが、これがまさにゴールデンウィークというような曜日配列になってくるといことになりますと、またなおかつ天候にもよりますけれども、そういった好条件が重なりますと、高島・祝津方面への入込みというのは、例年以上のものになる可能性もあります。これはその時を迎えてみなければ何ともわからないということもありますが、そういった入込みの場合に、あの通路の交通状態ということを考えますと、確かにその自然の状態では自然の流れが生み出されていくというふうには予想できませんので、それを整理する何らかの措置が必要になってくるのではないかとこのふうにも考えているところであります。

古沢委員

もう一点、別の角度からお尋ねしますが、新設を予定しているこのエリアは、急傾斜地崩壊危険箇所にかかる場所でもあります。小樽土木現業所ですべて出しておりますこのマップによれば、急傾斜地の408、それから急傾斜地の085というのは、これにかかるわけですが、提出いただいている資料、この配置図でいいますと、かぶせてみますと、これは概略でしかないから正確に言えませんが、おおよそ415台分の駐車場のうち50台分ぐらいは、この二つの急傾斜地崩壊危険箇所にかぶってくる格好になるかと思えます。この点について、どのように認識していますか。

(経済)本間主幹

ご指摘のありました土砂災害危険箇所でございますけれども、小樽土木現業所に確認しましたところ、今年度市内の33か所について基礎調査を行うということ聞いております。その基礎調査の33か所の中には、このホームマックの駐車場が一部かかります085、この地点は今年度の調査となるということで聞いております。この調査結果につきましては、明年3月に公表されるということでありますが、この基礎調査の後で特別警戒区域、警戒区域、またその他の地域といえますか、そういったことになっていくとのことではあります。この特別警戒区域に指定された場合、人家等だと災害弱者に対する配慮等で、工事制限がかかるというふう聞いておりますが、今委員がおっしゃられたホームマックの駐車場がかかっている部分は人家がないところであります。駐車場ということでありますので、法の規制はかからないということで、土木現業所の方からは聞いております。

古沢委員

商業施設の駐車場ですから、入れかわり立ちかわり、空車がずっと置かれているわけではないわけですが、こういう駐車場の場合は、ですから、そういったこともじゅうぶん考えなければいけないと思いますが、急傾斜地085はこれ、今年度の基礎調査の対象になっていると。急傾斜地408は対象になっていないようですね。408は基礎調査の対象になっていないというのは、おおよそ考えられるところは、現状では人家がないからだと思います。

そこで、土砂災害法の中で国土交通省が防止対策の基本指針というのを出してありますけれども、その中で基礎調査を行う場合にどうするかということが定められてまして、これは土木現業所に聞くしかないような質問になりますけれども、その中に周辺の土地だとか地域開発が活発で、住宅、社会福祉施設の立地が予想される土地というふうには、ここでは住宅社会福祉施設等というふうに言っておりますけれども、こうした土地については、優先的に基礎調査を行うのだと。計画的に進めるのだけれども、中でも優先的に基礎調査を行って、必要に応じて特別警戒区域、警戒区域というふう指定していくのだというふうになっているわけですが、今度のこの店舗新設の計画は、分区条例の見直しと相前後して、同時進行でいわば水面下では進んできていたものですから、そうしますと、今年度の基礎調査の対象にすべきであったのではないかとこのように思うのですが、いかがですか。

(経済)本間主幹

この選定につきましては、まず危険箇所の考え方ということで土木現業所に確認しましたところ、高さが5メートル以上で傾斜の角度が30度以上、また地質だとか、その他もろもろの要素を考慮して選定したということになっておまして、その中で近隣に人家がある地域ということで、それを優先的に調査対象として進めているというこ

とで聞いておりました、委員がおっしゃられましたこのホームックの開発等について、土木現業所の方でその辺を考慮しているのかどうかということとあわせて、今年度の33か所に入っていないということについては、土木現業所の中のことで、調査対象選定のやり方ということについては、先ほど申し上げましたような基本的な事柄から選んでいるというふうに聞いております。

古沢委員

危険箇所は1から3まで分類されていまして、408は分類でいうと3です。085は分類でいうと1です。1は先ほども触れましたようにこのエリアの中には人家が存在しています。分類3は将来の問題として、そこに住宅地などが拡大していくような可能性が高い、そういう地域として分類3に区分されていますけれども、先ほどの基本指針でいえば、ごく近い将来、しかも来年の春にはという状況が見えていけば、そういう道との連絡調整がきちんととれていけば、本来は早速、基礎調査を実施して、問題ありやなしやということをはっきりさせなければいけない。その後、こうした店舗設置の問題などが議論される、計画されていくという、そういうエリアではないかというふうに思われるのですが、いかがですか。

(経済)本間主幹

土木現業所の方の考え方ということで、ひとつ確認しましたのは、この085、また今の408、そのところなのですけれども、道として平成12年度に吹きつけのり枠等ということで急傾斜に対する対策をとっているということ、それ以前には昭和57年に治山事業として、擁壁といますか、ちょうどこのホームックにかかる向かい側のところに一定程度の壁を設置して、それらの急傾斜に対する対策もとっているということもありまして、ご指摘のこの408については、それほど危険度が高くはないのではないかとということも申ししておりました。

古沢委員

それほど危険度が高くないのが限定されて箇所づけされているわけですね。危険箇所図なんていうのは、そんなに信頼に値しないということになりますかね。

別の問題で伺いますが、法律との関係でお尋ねしておきたいのですが、先ほどの駐車場の問題で主幹が話したのは、立地法にも関連してくるのですが、おっしゃられるとおり、駐車場問題が議論される場合には、必要なのにその施設が整備されない、したがって、周辺の道路上に違法駐車などが起きて、地域社会にえらく迷惑をかけると。したがって、駐車スペースをもっと広げなさいというような形ではよく話題になる点ですね。おっしゃられるように、415台というのは、これは間に合っている、必要な台数スペースだということなのだと思いますが、ここの道路交通量の関係でいえば、多いから困るのだという話を私はしているわけです。そういうところにこうした道路に沿うような形で、大規模店舗を新設するというのは、大いに問題ありだというふうに思っております。ですから、そういうことも立地法でいうところの駐車場問題としては、検討されてしかるべき必要な意見を道に出すというような対象にはなると思うのですが、そう考えられませんか。

(経済)本間主幹

今の点についてなのですが、市としての交通渋滞、また騒音だとか、環境面、また防災対策等への協力、またまちづくり等への管理だとか、そういったいろいろな項目がありまして、それにつきまして市役所内で担当課にそういった意見について照会中ということで、それがまとまり次第、平成17年2月15日までに意見を伝えるというふうになっております。

古沢委員

立地法はそもそもは法律の目的でいえば、小売業の健全な発達を図る、地域社会の健全な発展に寄与すると、そのためにつくられた法律なのですが、実際は大型店舗の進出によって、この健全な発達が阻害されていると。まちづくり3法の一つとして立地法が新たに立ち上がったわけですが、この法律によって、地域小売業の健全な発達が図られたり、地域社会の健全な発展に寄与されたという具体的な実績は、全国どこを探しても上がってこな

いというふうに思うのです。そういう意味では、まちづくり3法の成果というのは、中間的にきちんと総括をしなければならぬ時点に来ていると思います。見直しも当然議論が上がっていると思います。しかし、この立地法では、その指針では今言ったような駐車場の問題、駐車場が足りているかどうかという、さらにはその他周辺の地域の住民の利便性の問題ではどうなのだろうかという、商業その他業務の利便性のため、これを守るためには、どういふことが必要なのか、配慮すべきことはないのかということが、この立地法ではうたわれているわけです。地域住民との関係でいえば、生活環境の悪化がないのかというような問題なんかも、当然配慮すべき事項の中に入っている。

そこで、先ほど新規オープン、ゴールデンウィークに早めてと、道と調整中であるような話だったのですが、届出を出されたのが今年の9月29日ですね。当然ご承知のことですけれども、立地法でいえば、届出の日から8か月を経過したものでなければ新設してはならないというふうになっているのです。ゴールデンウィークに新規オープン、調整して可能なのですか。

(経済)本間主幹

確かに8か月という規制は法の中でありましてけれども、ただその中であくまでも都道府県ですから、北海道の判断ということになるわけですが、その中で短縮できる期間というのがあるということですので、どのような形で短縮という細部については、まだ承知しておりませんが、そういったことも可能であるということについては、聞いております。

古沢委員

何を根拠にして短縮が可能かというのは、わかり次第すぐ教えてください。

それから、届出の関係で、9月29日に届出が北海道に対してされているわけですが、この際には、経済産業省令で定める事項を記載した書類、これを添付しなければならないというふうになっていましてね。この中に、主として販売する物品の種類というのが挙げられていますが、これは今日の午前中まで伺っても、どういう売場面積で、どういう品ぞろえなのかということは、まだ承知していないのだというふうになっているのですが、実はこういう販売すべき物品の種類などは、設置者の方から出ているのではないですかね。

(経済)本間主幹

小売業者の状況ということでありまして、主たる販売品目といたしましては、家庭用品、日用品、工具、電源用品、資材ということになっております。

古沢委員

現段階ではそこまでしか知りえないのですね。そうしたら、これもありますか。来客の自動車台数の予測とその根拠。

(経済)本間主幹

必要な駐車場の使用台数を算出するための予測という項目がございまして、指針によりまして、年間の平均的な休祭日のピーク、1時間に予想される来客の自動車台数を基本とし、当該小売店舗における必要駐車台数を算出するというようになっておりまして、その結果として必要駐車台数が415台と。計画店舗へのピーク、1時間当たりの来客自動車台数は373台で計画店舗への1日当たりの来客自動車台数は2,377台ということで提出されております。

古沢委員

それらの資料は、後で提供いただきたいということをお願いしておきたいと思っております。この予測と同じく、出ていますけれども、来客自動車の方向別台数の予測というのは出ていますか。

(経済)本間主幹

最終アクセス方向という項目がございまして、道道小樽海岸公園線東からということでありまして、ピーク1時間当たりの来客自動車台数は21台、1日当たりの来客自動車台数は134台、小樽港縦貫線西からということござい

ますが、同じく1時間当たりの自動車台数は243台、1日当たりの台数は1,548台、道道小樽海岸公園線西から、又は小樽港縦貫線西からということでは、1時間当たりは78台、1日当たりが498台、最後になります、道道小樽海岸公園線西からということで、1時間当たりが31台、1日当たりが197台ということになってございます。

古沢委員

こうした予測に基づいて台数は415台というふうになったし、交通量でいえば、地域住民の利便やその他業務の利便上も問題はないというふうに考えているということですね。

それで、実はこれらのことも含めて、設置者側が地域住民に対しての説明会をこの法律は義務づけておりますが、基本的には1回です。既に開催されたそうですが、残念ながら参加者が四、五名ほどしかいなかったという状況ですが、これらのことについては、この説明会できちんとなされていたのですか。

(経済)本間主幹

11月9日に住民等説明会というのが開催されまして、私も出席いたしました。出席者につきましては、7名ほど出席がございまして、その説明会の中で建物設置者側から説明があったものいたしまして、特に配慮する事項ということでありますが、歩行者の通行の利便の確保や交通安全等の配慮につきまして何点かほど、また騒音問題の配慮についての説明がありました。その他が廃棄物等への配慮、まち並みづくり等への配慮、そして防災対策等への協力への配慮ということで説明がございました。

古沢委員

説明の際に使われた資料がここにありますが、立地法でいえば、先ほどお尋ねしているようなことの内容を周知させるための説明会だと言っているわりには、残念ながら、そうした根拠だとか予測なんかもきちんと説明はされていないということですが、1点だけお尋ねしたいのは、立地法上でいえば、この説明会でじゅうぶん足りたというふうにして判断するのか、そうではなくて、相当数の人に説明会に参加してもらう必要があると認めて、北海道が場合によっては3回までそういう説明会をするようにというふうに回数を指定することができるということになっておりますけれども、そういう考え方をお持ちなのかどうか。

(経済)本間主幹

この説明会の主催者はあくまでも建物設置者ということですので、届出にありますように大和工商リース株式会社ということになるわけですが、この建物設置者がどのように考えているかということについては、後ほど確認したいというふうには思っております。

古沢委員

最後になりますけれども、道が市に対して意見を求めるわけです。4か月以内に市は道に対して意見提出、若しくはありなしをはっきりさせなければいけないのですが、同時に地域に居住する人たち、さらには市内で事業活動を行っている人たち、さらには具体的には商工会議所など、その他市内の業界団体なども含めてというふうになると思いますが、この立地法でいえば、こうした人たちから意見を提出することができるわけです。問題はそういった情報をきちんと提供して、意見を提出できるような機会を知らしめるということが、市としては大事だと思うのです。これは市の役割です。地域の人たちにこうやって意見を出すことができるのだよと。事業者等に対して、意見を提出することができるのだよと。設置者からこういう内容で説明されていますよと。情報を公開して、そしてそういうしくみ、法律上のルールをきちんとお知らせする。どういうふうに行っていく計画ですか。

(経済)本間主幹

今の段階では、確かに大店立地の届出書に記載されている内容しか承知していませんが、今後建物設置者と協議しながら、どのような販売品目、そしてどのような売場面積になるのかということ、情報を収集しまして、できる限りそういった情報を住民等を含めまして、事業者等にも情報を提供していきたいというふうには考えております。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

井川委員

空き店舗の利用について

ちょっとこれから外れるかもわかりませんが、空き店舗のことで気がついたことを二、三、お伺いいたします。

先日視察に行っただけです。人口12万何人かで小樽よりも少ないところでしたけれども、小樽市も空き店舗で心を砕いて一生懸命やっているということはよくわかりましたけれども、箕面市というところは、空き店舗に1,000万円も補助金を出している素晴らしいところなのです。それでもなおかつ大変だということで、私も勉強になったのですが、商工会議所だとか、市民だとか、そういう方たちとの会議というのですか、しょっちゅうやっているのです。そして、私、ちょっと見ましたら、予算は忘れましたが、50万円ぐらい会議費に使っているのです。そのぐらい話し合いをしながら、一生懸命頑張っている市なのです。それで、私、その前に大阪へ会議で出かけました。そのときに、一斉に私のところに七、八人来まして、何をおっしゃったかといったら、「井川議員、お願いがあります」と。「何ですか。」と聞いたら、「小樽へ行ったらオープンカフェみたいところがなくて非常にくたびれる」と言うのです。山坂が多くて、そして一生懸命観光して、ちょっと休もうかなと思ったら、全然オープンカフェがなくて休憩するところがなくて、本当にくたびれてもう二度と行きたくないよ。これは全部小樽出身の方なのです。実は関西小樽会のメンバーなのですけれども、その方たちが私のところに一斉に来まして、ぜひ議員であれば頑張ってくださいと。市役所と相談して、市でもって経営するわけにいきませんので、市民からお願いをしてつくっていただくようになると思うのですけれども、ぜひ休むところが欲しいと。ですから、私も今ずっと考えてみましたら、都通り商店街なんか相当お金をかけてアーケードをつくらせたり、また花園銀座街でもつくっていますけれども、だんだんだんだんと空き店舗が目立っております。一生懸命経済部の方でも指導はしていると思うのですけれども、一向に空き店舗がなかなか埋まらないような状態ですので、できれば安く、ちょっと座ってコーヒーを二、三百円で飲めるという、そういうスペースがあれば、観光に行っても楽しいと言うのです。ですから、小樽に行ったら、「非常にしんどい、つかれる」と言うのです。ですからそういう部分で、ぜひ市の方でもう少し皆さんと、「もうだめです」と言わないで、あきらめないでひとつ一生懸命頑張ってくださいと思うのです。

それで、いい例が旭川の動物園がありますよね。私、旭川に2年ほど住んでいたのですけれども、私も一度も行ったことのない何でもない普通の動物園だったのです。それが、素晴らしい発想の転換で、今、物すごい人が来て、素晴らしい収益を上げているという、ああいう市の職員の方が知恵を絞って非常に頑張っているのです。ですから、小樽市の経済部の方が知恵がないとかそういうことではなくて、発想の転換をしていただくということが、まず私のお願いなのです。それで、できれば空き店舗の活用を、そのようなオープンカフェみたいなものを使っては、今年はそれで頑張っていこうという、そういう何か欲張らないで一つの指針をつくっていただきたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

(経済)本間主幹

確かに、今、空き店舗が増えておまして、中でなかなか商業者誘致というのが難しい状況が一方でございます。都通りの中で、平成10年度にふれあいプラザということで、空き店舗を活用いたしまして、身障者の方も使えるようなトイレ、また休憩所、そして手荷物の預かりだとか、そういったものを当時北海道の事業予算を活用しまして、総事業費840万円、その中で市と合わせて560万円の支援をするということで行いまして、現在も運営はしております。その運営に対して、市としても現在運営費ということで支援を行っております。

そうした中で、一方で休憩所というあたり、商店街にとっては非常に大事なものであると思っております。そし

てまた、委員からご指摘のありましたようなオープンカフェ、これも商店街の中にできれば本当にすてきな場所になるかなとは思っております。都通りを例に挙げますと、ちょうど真ん中あたり、ミキセクションという空き店舗がございまして、ここあたりは確かにスターバックスとかドトールだとかあいったコーヒーショップができれば、それは非常に望ましいということで、商店街の若手の経営者たちはそのように思っておりますけれども、それが商店街事業として成り立つのかどうかということについては、またちょっと出資計画等がありますので、計画を立てなければならぬかなというふうには思っております。

ただ、飲食店も休憩所という機能を果たすわけでありまして、それにつきましては、今年、都通りに今までにないイタリアン系のパスタの店がオープンしたと。そういった新たな業種、業態というものも入ってきております。あと、休憩所ということでありますと、都通り、梁川商店街が中央通りを挟んで都通りと対面にあるわけですがけれども、ここも今、活性化計画ということで、経済部と、また国のシニア・アドバイザー制度というものを活用していろいろ活性化の方法を検討しております。その中で、商店街の核施設であります中央市場、これを、空き小間がありますので、もっと休憩所としてどうぞ休んでくださいというような言い方をして、もう少し示していくとか、そういったことも含めて、商店街、市場の活性化策について、いろいろ検討をしているような状況にはあります。

井川委員

いろいろとご苦労されている様子はわかりましたので、ひとつ頑張ってやっていただきたいと思えます。

トイレの管理について

それともう一つ、私たちが非常にどこかに行ってみて気持ちよく帰ってくるということは、トイレなのです。実は市の港湾部のところにトイレがあります。あそこは何年か前に、だいぶたつんですけれども、二千何百万円も出してつくったということで、港湾部の方々、あそこへお入りになったことございますか。観光客の間では、汚いということで評判が非常に悪いのです。清掃がどうのではなくて、壁とか汚れがひどくて、ちょっと入っても気持ちが悪くはないということで、これもたいへんお金がかかることですから、市の負担にならないような方向できれいにするとか、いろいろな部分で、今、道の駅などがありまして、観光地についてはどこでもそういう部分に非常にお金をかけているのです。でも、小樽では、そういう何千万円もするようなトイレというのはあまり見かけないで、あの辺かなと。私の記憶ではあそこはたいへん危険な場所だということで、私は聞いておりました。女性の方一人で入っては危ないよと。なぜかという、外国人がたくさん、ロシア人だとかそういう船員があそこをうろうろして、女性をねらっていると。お財布をねらうのか何をねらうのかわかりませんが、私はそういう認識をしておりましたけれども、最近是非常に汚いということで、あまり評判がよくないので、その辺も含めて、所管は経済部か港湾部かどちらかわかりませんが、例えばライオンズクラブの方にある程度、何周年記念になったらあそこのトイレを何とかしてもらおうとかという、そういう部分でお金をかけない方法で何か考えておられますか。

(港湾) 港湾振興室小林主幹

あそこの港湾部庁舎の前面にあるトイレなのですが、あれは環境部で所管して建設したものでございまして、我々が見ている範囲では、中の掃除等につきましては、シルバー人材センターかなにかに委託して、定期的に掃除はしているはずなのですが、ただ落書きとかにつきましては、じゅうぶん把握していないところもあるうかと思えますけれども、我々も近くにありますので、また見てみまして、環境部の方にお伝えして、改善をお願いしてみたいと思えます。

井川委員

わかりました。よろしいです。

小林委員

公衆トイレの管理について

理事会の中で報告事項、いきなり来たものですから、今日、本委員会の中で聞いて、その前に職員の方が、今日、質問あるかないかと、あれだったのですけれども、ないということだったのですけれども、報告の内容のことで、今、井川委員の方からトイレの問題、これ、せっかく地域活性化事業の産業振興課長の方からアジアの来訪客というか、特に中国、台湾、韓国の方が多くお見えになって、これから香港まで24日から30日まで市場の開発、そのほかにいろいろホスピタリティ、施設の接客サービスとか、ずいぶんいろいろな面で、観光面においていただいた小樽のよさを売り出しているこのさなかに、今の港湾部の前にあるトイレなのですけれども、これは、たしか15年ぐらい前に2,200万円か2,500万円で、当時はたいへんユニークな灯台型のトイレで、特に最近では港湾部で大型バスの駐車場にして、地方の方が、俗に言う、あそこが玄関先ですよ。公衆トイレというのは、いきなり使用されるのですから、今の職員の方から、私たちもあそこにいますし、あれはシルバー人材センターが清掃しているということなのですけれども、現実にお入りになってもらえばわかるのですけれども、汚物まで壁についているトイレですよ。もうそんな観光都市、いろいろ所管変えてそういうふうにして一生懸命やっている課と、またこれは環境部からシルバー人材センターに委託されている流れからすると、何か責任回避というか、現実を使う人がそんな思いしているのに、そばにいる港湾部、そしてまた環境部、小樽市内で公衆トイレが幾つあるかわかりませんが、恐らくあのトイレは相当利用数が多いはずですよ。その辺、観光振興室長、やはりもっと自分らの職責というか、それでは観光面で小樽でどのぐらいのお金を使っているかということ、観光都市、観光都市と、観光客に対してどのぐらいの費用をしておもてなしをしているか、これはやはりそういうことを考えると、もっともあのトイレは恐らく今シーズンオフというか、冬期間は来ないという時代ではないです。相当使われていますから、この点、観光振興室の方でひとつしっかりと、本当にすぐに壁を塗りかえるぐらいの気持ちになってもらわないと、大変なトイレですから、これだけは指摘しておきます。

大規模小売店舗の説明会について

それから、大規模小売店舗。私、町内会長をしていて、もう説明会が11月9日に開かれて、7名の方の参加だという、これなのですけれども、その説明会の義務はいろいろ古沢委員の方から、設置者としての義務づけ、説明会の規制が3回ほどあるということで、1回でこれ終わるのかと。これ、私、今聞いていまして、地元のその7名の参加者の内訳というのですか、これは事業者を対象にしたのですか、それとも住民の皆さん、消費者を対象に募ったのか、その辺の説明会に参加された方々、どういう方々だったのか。私は、地元の町内会長として全然それは知らされていないけれども、今のやりとりを聞きますと、車の出入りとか、大変な問題を地元で抱えますから、何かその説明会、11月9日で終わって、来年の5月にもうオープン予定なんていったら、もう大変なことですよ。その辺、もうちょっと詳しく7名の内訳とか、どういう案内状を出したのか、説明してください。

(経済)本間主幹

11月9日にいなきたコミュニティセンターの3号集会室におきまして、午後6時半から開催しておりました。ただ、出席者7名というふうに申し上げましたが、7名の方が住民なのか、ご商売されている方なのか、そういった内訳については、承知してはおりません。開催のお知らせにつきましては、新聞の折り込みチラシの中で、住民等の方に周知したというふうに聞いてございます。

小林委員

ボリビア船の問題について

ボリビア船に関して、お聞きしますけれども、国際法で船舶の安全で、航行できないということで、受け入れた小樽市として、説明を聞いていて、3名の乗組員の方が突っ張っていて、この船主はどのような形で、これは見通し暗い状況になると思うのですけれども、港湾部を含めて、例えば海上保安部、それから開発とかその関係団体は、



開発局なのか、国土交通省なのか、どういう関係団体なのか、教えてください。

(港湾)港湾振興室小林主幹

ヤンホー号の停止命令につきましては、先ほど説明したとおりなのでございますけれども、基本的にはこれはソラス条約の船の安全、国際航海に従事する船舶の安全基準、これを満たさないということで、ポート・ステート・コントロールという検査を、これは北海道運輸局が所管しておりますけれども、この中に外国船舶監督官がおりまして、ここが直接的に所管して、そういう命令を出しているという形になってございまして、直接的には運輸局なのでございますけれども、あとは港湾管理者、海上保安部、入国管理事務所、それから税関、主にこういうところが何か動きがあればかわってくる機関だと思っておりますけれども、そういう中で今協議しながら、基本的にはオーナーなりがある程度意思決定をしていただかなければ、なかなか解決のめどが立たないと思っておりますけれども、そういう動きが出てくれば、そういう関係機関で話し合いをしながら、また円滑な方法で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

小林委員

船舶が入港してから問題が提起されたというのですね。これは管理者たる小樽市として、こういうような運輸局から海上保安、関係団体に対してのこれからの進め方というか、対処の仕方というのは、私はこのまま残されたら大変なことです。その辺、海上保安部、そして今言われた運輸局、この官庁の考え方というか、見通しというのはどうなのですか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

国際条約に基づいて、そういう措置がされてございまして、基本的には我々としては二つの方法がございまして、まず船のオーナーが改善命令で指摘された部分を改善した上で出港するか、若しくはオーナーがこの次の寄港地において、そういう改善をするという確約の下に出港するか、法に基づけば、この二通りしかないという形になってございまして、今、審議しているITFなり、またこちらの荷主の関係で、多少そういう方向でオーナーと連絡をとりながら、解決に向けたお話をいろいろされておりますので、それを見守りながら、結論が出れば、それに協力したような形で先ほど申し上げた我々はじめ関係機関も、歩調を合わせて動くという形になるかと思います。

小林委員

入港してからのことです。大きな反省点に立った場合、小樽港に入港する直前の検査というか、それは不可能なのか、その辺1点だけ、どうですか。

(港湾)港湾振興室小林主幹

ポート・ステート・コントロールというこの制度自体が、世界にいろいろな国がございまして、日本のように最初に条件を満たして整備した上でなければ出港させないとかという国もあるのですけれども、中にはそういうずさんな国がございまして、そういう安全基準の検査だとか、そういうものがじゅうぶんやられない国もあるものですから、それぐらい国際的な世界全体の海運の安全性の確保という面から、このポート・ステート・コントロールというものが条約でうたわれていて、どこの国の船であっても寄港する国において、そういう検査を受けることが、寄港された側の国が検査をすることができるという権利を定めたものなのです。そういうことで、ただそれが日本は非常に厳密にやるのですけれども、ほかの国、今回ロシアから出てきていますけれども、やられているのかどうか、その辺は国際的な取組の中で強制的な義務づけがないといえませんが、非常に緩い形になってございまして、その辺は本当はあってはほしくないのですけれども、そういうようなことが時には起こるといふような状況というふうに思っております。

港湾部長

この問題については、地元の小樽の現場としては、今、主幹がいろいろ申し上げたようなことでやっておりますけれども、いわゆる国の問題なものですから、つい先日、市長と私が国土交通省の政務官の方にも行きまして、

現実的に北海道の水産物を積み込んでいるたぐいというのは、かなりこういう便宜置籍船といいまして、今回ポリビアですが、ポリビアというのは海がない国なのに船が登録されている。モンゴルにも登録されているという、そういう便宜を図る国なのです。ですから、税金とかいろいろなものを安くするかわりに、逆に言うと、登録してもらって、そのかわり、今言った船員の待遇ですとか、それから船の整備ですとか、海洋汚染の関係とか、こういった国対国の国際条約があるのですけれども、そういうことをきちんと遵守しない。遵守しなくてもいいよと、海を走ってもいいよというふうに便宜を図るということです。したがって、そういう船というのは、全世界を走っているのです。それはすべてが悪いというわけではなくて、パナマだとかいろいろなところで大きなタンカーでも、日本の船でも所属を外国にしている船はたくさんありますから、そういう船の船主にとってみれば、悪く使うとそういうふうに使ってしまう。だから、結果的に今言ったように、いわゆる労務債どっさりになっても払わないと、こういう格好の船なのです。港湾管理者だけがこの処理に当たるというのは難しい問題ですので、いわゆるPSC制度というのは、立入り調査権があって、今言った三つ、四つの条約をきちんと守って検査をしているという証書を確認に行くのです。それが不整備でとか、ないとかということになると、こちらの検査官がこの条約に違反しているからこことここを直せと。直さないと出さないよと。そうでないと不整備の船が公海上を走って歩くことになるわけですから、そういう制度なんで、今言った解決方法とすれば、整備書が出てくるとか、もっと言うと、ポリビアの国から検査官が来て、この船をとりあえず整備するまで、釜山なり大連まで1航海だけ認めるよというようなことがあれば、ここの運輸局もあだこうだ言わないで1航海だけ出て、今指摘したところを直してもらおうと、こういう約束で出港させるとか、こういうことなのです。したがって、ポリビアから検査官を連れてくるといったって何百万円もかかる。それから不良債務の裁判を起こすのに1,000万円もかかるという、こういう労務債なり、今まで荷主として立てかえてきたお金の回収をするということになると、船を売らなければならないと。船を売るとなると、出港しないと船というのは、動けない船を買う人もいませんので、そういう解決をしなければならないという、二重三重に複雑な問題が絡まっています、どちらにしても船主が出てこなければ、この問題というのはかなり難しい問題なのかなと。そして、運輸局も船主が出てこなければ、かなり難しいという見解をとっていますので、私どもとしては、そういった放置船を管理しなければならないという、こういう港湾管理者が何でなければならないのだという矛盾もあって、今、国土交通省の方にも、この制度の矛盾というものを、何とか国のレベルできちんとやらないと、不良船主がどんどん出て、ぶん投げて、あとは管理者でかってにしてという、あとは出てこなければいいわけですから、そんな現状になっていますので、国レベルのいろいろな手だてをさせてもらっていることだけ、申し上げたいと思います。

小林委員

北海道の港で、小樽のポータルラジオ、これは全道で唯一の制度ですね。ポートサービスを含めたこういう恐らく全国の港湾の、たしか24番目が25番目の、財政が厳しい中、ポータルラジオを設置している小樽市ですから、そういう船舶の航行については、入港前から阻止できないかということも含めて、これからもポータルラジオを通じたいろいろな指導強化とか、いろいろなことがあると思いますから、いっそう事故防止のために検討していただきたいなと思います。

最後に質問ないということできなり質問したことをおわびして、私の質問は終わります。

経済部長

先ほど小林委員から質問がありました大規模店舗の説明会の関係で、新聞報道は確かにされていまして、開催の通知があったのですけれども、先ほどのお話ですと、地元町会を含めて、情報が行き渡っていないというようなお話でございましたので、それにつきましては、私ども方から申請者の方に申し上げたいというふうに思います。

それからもう一点、港湾部前のトイレのことでご指摘ありました。当然、ご指摘のとおりでありますので、これも早急に環境部と話をし、対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

斉藤（陽）委員

ホスピタリティの啓発事業について

1点だけ伺いたいと思います。先ほどの報告で地域経済活性化推進事業についてということで、報告がありましたけれども、最初の部分でホスピタリティの啓発事業、6月と9月に行われて、50名ぐらいの参加があったということで歴史のまちという勉強をされたということなのですが、これをもう少し詳しく説明していただけますか。

（経済）観光振興室長

ホスピタリティの啓発事業でございますが、そもそも事業を行うきっかけとなりましたのが、観光客の方から小樽の飲み屋に夜行って、スナックの方とお話をしても、小樽のことをお店の方がさっぱりわからなくて要領を得ないと。そういう小樽の人との会話を楽しみに行ったにもかかわらず、非常に会話が弾まなくて、寂しい思いをしたという、こういう苦情が発端になりまして、確かに小樽の観光の中でも、今、夜の観光というのは、宿泊滞在型を伸ばすという観点からも、重視しているわけですので、その点ではこういう夜のホスピタリティということも重視しなければならないということがありまして、スナックをはじめとした商売をされている方に、まず自分たちが観光客の立場になった気分で、小樽観光を楽しんでもらおうと。その楽しんでもらった感激なり、印象をお店に来られたお客様にも伝えていただこうと。そういうことをすることで、底辺からホスピタリティの向上を図っていかうということで行った事業でございます。

斉藤（陽）委員

確かに、ホスピタリティという言葉の定義といいますが、いろいろあると思うのですけれども、そういった歴史的な自分のまちのことを語れるということもホスピタリティの一つだと思うのですけれども、言葉の本来の意味からすると、ホスピタリティというのは、ホスピスだとか、ホスピタルだとか、いわゆる行路病者というのですか、要するに旅に出たけれども、急にぐあいが悪くなってどうしようというようなときに無償で手を差し伸べるといいですか、そういった部分のいわば人道主義に立脚したような、そういう行為だと思うのです。そういう部分で、ホスピタリティの啓発ということ、今回の6月と9月のものがだめだというわけではないのですけれども、いわゆる本来のホスピタリティというのは、そういう業者の方のいろいろな部分もあると思うのですけれども、もう少し広く従来からも言われていますけれども、一般の市民だとか、あるいは学生だとか、あるいは先ほど小林委員の方からもありましたけれども、市の職員の意識だとか、そういった部分も含めて、自分の身の回り、どんな立場にいる人であろうと、自分の周りにそういう何かがあるのではないかという意識を常に持っていなければならないものだと思うのです。そういった部分では、より広い啓発、今のある専門的な業者の方の啓発活動というのも当然ですけれども、いろいろな分野の人にそういった啓発の機会を提供する必要があるのではないかというふうに思うので、そういうものが積み重なって、小樽観光というものが本当に小樽が観光都市になってくるといえるのか、そういった部分もあると思うのですが、その強化策といいますが、そういった部分、もう少し検討していただけないかと思うのですけれども。

（経済）観光振興室長

委員がご指摘のとおり、このホスピタリティのことにつきましては、これからの小樽観光を進めていく上でも、大きな推進力になっていくというふうにも認識しております。ホスピタリティという言葉そのものの意味というのは、今、観光の中で言われているような、取り上げられているようなおもてなしの心という、そういう言葉に置きかえるものとは本来的には違うのかもしれませんが、言わんとしているところは、無償の相手に対する優しさ、あ

るいはいやしとか、安らぎといったものを提供できる姿勢ということになってくるのかというふうにも考えております。

ホスピタリティの向上に向けて、当然我々としては、特定の業者というだけではなくて、全市民に向けてもこの啓発を行っていきたいという気持ちはございます。現在行っている事業としては、6月に観光関連の団体がこぞって都通りに集結して、一般市民の方にこのホスピタリティの向上を呼びかけるという運動はしております。ただ、これは呼びかけということですので、委員がご指摘されているのは、もっと踏み込んだ形での市民への啓発ということになるかと思えます。この点では、現在なかなか踏み込み足りない部分もあるというふうにも考えておまして、これを進めていくに当たっては、ホスピタリティの向上という問題自体は非常に大きくて、観光地と言われる全国の場所でそれぞれがまた抱え込んでいる悩みであって、小樽だけの問題でもないということもあります。その点では、観光で推進するという都市においては、永遠の課題ということもございますので、これに関しては特効薬というものはなかなか見つからないというふうにも考えているところで、地道にこういった呼びかけを行っていく、そういうことで市民の観光客に対する意識が少しずつ変わっていくことを期待しながら、様々な形で市民の方に呼びかけをしていくことが必要だというふうにも認識しております。

齊藤（陽）委員

このホスピタリティという問題は、教育委員会だとか、あるいは総務部の防災担当だとか、いろいろな所管分野で自分の問題として考えていく必要があると思うのです。この地域経済の活性化という観点からすると、今ちょっと出ましたけれども、似て非なる問題で、接客マナーの向上ということがよくごっちゃにされて議論されているのですけれども、この接客マナーというのはあくまでも無償ではなくて有償の部分であって、営業行為といいますが、店舗の中で、あるいは店舗の周辺で売上げ向上のために、店員がお客さんに対してどういう接客をするのかという部分が加わってくるわけですから、それもプラス、いわゆるホスピタリティ的な要素も加味されたものとして、接客マナーというのがあると思うのですけれども、これについてはむしろ経済部、あるいは観光振興室が本当に本腰を入れていいますが、内容を向上していく商行為としての、営業行為としての中身を高めていくといいますが、そういった部分でそれこそ研究しなければならない部分だと思うのですけれども、この内容というのは、今回のこういった啓発の部分では、取り上げられていないのでしょうか。

（経済）産業振興課長

ホスピタリティ啓発事業につきましては、今、観光振興室長から話がありましたけれども、この中ではワーキンググループを三つ設置させていただいております、その中ではこの平成16年度の当初ということで説明させていただいております五つのメニューについて、予算をつけていただいたものですから、説明させていただきました。進行状態、来年3月末をめどにしておりますので、また報告させていただくことになると思いますが、その間、人づくりワーキングの中でも推進していますのは、観光特使の関係ですとか、といいますのは、小樽に来ていただいて、委員が言われました接客マナーといいますが、観光関連産業の皆さんが観光客の皆さんが来られたときに、どういう形で対応するのがいいのかといったときに、小樽の実情を知っておられるということが非常にサービスとしての向上の一つであろうということで、その皆さんがいかに勉強するかということでのプログラムを観光特使という、まだ名称は固まっておりますけれども、その中で議論させていただいております。その中では、各ワーキングの中でも、昨年の6月に立ち上げたので、その中では即効性のある小樽の地域経済の活性化についてということで、昨年の6月にワーキンググループをつくって進めさせていただいておりますので、これについては観光関連産業の皆さんから、もちろん今頑張っておられますけれども、できるだけ頑張ってくださいためのどういうプログラムがあるかということの研究しつつ、またそれについて既存企業の皆さんと一緒に、向上を図り、発展できるような形での取組をさせていただいているところでございます。

斉藤（陽）委員

いろいろ観光関連でも年に何回とかとって、観光協会とか、あるいは誘致協とかいろいろな各業界団体とかが、そういう接客マナー講習会みたいのを年に何回かやったり、あるいは社員教育としてその社内でのいろいろな取組というのがあるのですけれども、そういったものを市がある程度交通整理といいますか、支援しながら、より内容を深めていくというのですか、そういう社員教育を充実していくような応援をするということも、観光業としての経済活動としての中身をつけていくためには、すごく大事なことではないかなと思うのですけれども、いまいちこの小樽の場合、観光都市と言われているわりには、そういった部分的教育的な支援というのか、そういったものが不足しているのではないかなという気がしますけれども、どうでしょうか。

経済部長

先ほどのご指摘も含めて、今、観光関連で私どもに届く苦情というのですか、いろいろなご指摘というのは、今おっしゃった接客マナーなり、店の雰囲気だとか態度というのはあるのです。これは、業界いろいろ限らず、いろんな形で来ています。先ほど産業振興課長の方から報告した中に、今回、実は小樽ブランドをつくらうかという話の中に、これは単に店舗だとか施設だとか中で売っているものだけではなくて、接客マナーもその対象だねということで、つまり接客マナーのいいところというのは、小樽ブランドとしてはやはり高い水準にあるのだと。これを何とか業態ごとに整備できないかと。今年、実はすし屋をやっているのです。何十店のすし屋に今お話をしながら、やはり小樽来たらおすしですから、ここのすし屋に入るとこれはもうレベルが上ですよというシールを張れないかというようなことも含めて、そこは接客マナーというのたいへん大きなポイントにしています。その辺あたりがこれから重要ですし、我々も今お話がありました観光協会を含めていろいろな講座とかやっていますけれども、それだけでなく、こういった側面からというのですか、こういった切り口からのやり方というの、今すし屋をまず筆頭に進めていますので、これも大事にしながら、我々も中心になっていきたいというふうには思っております。

斉藤（陽）委員

アンテナショップについて

もう一点だけ。先ほどの報告の中で地域経済活性化推進事業の最後の方でアンテナショップの展開というのが実施が難しいというような報告があったのですけれども、これはやめたというふうになるのですか。

（経済）商業労政課長

アンテナショップについては、当初銀座で場所をある程度確定して、物産協会と協議しながら進めていたのです。それでそのところに正式要請したところ、相手方の都合によってお貸しできないという、そういった状況になったのです。それにつきましては、当初そのデパート自身が再開を進めるために、いろいろテナントを出していた状況にあったのです。それがたまたま東京の営業本部の中で自分たちが使っていて、そういった状況があればもっと貸してと、安易に考えていたのですけれども、それを本社段階で検討したところ、顧問弁護士からテナントを出していて、いくら地方自治体といえども、貸すことによって、東京の銀座という場所柄から、いろいろトラブルの種になりかねないということで、その物件についてはお貸しすることができなくなったという、そういった状況になってございます。それで、その後私どもとしては、委託先も決めながらいろいろ展開していたのですけれども、さらにほかに適地がないかということでいろいろ当たっていたのですけれども、当初の予算金額では借りる物件というのはなかなか難しいということで、当初予定していた物件については、あきらめざるをえなくなったという状況でございます。

斉藤（陽）委員

ということは、その予算内で適当な場所でアンテナショップとして可能なようなところがあれば、全くやめてしまったということではないわけですね。

(経済)商業労政課長

アンテナショップについては、以前から都内でそういった店舗を物色していたという、そういった経緯もありますので、今後ともそういった物件があれば、対応していきたいというふうには考えております。

ただ、今年度については、非常に格安な物件で当初うまくいって進んでいたのですが、相手方のそういった事情によって断念せざるをえないという状況になっておりますので、今後とも東京事務所等にもお願いしながら、適当な物件があれば対応していきたいという、そういった考え方は持っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時53分

再開 午後 3 時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

-----  
山口委員

小樽港将来ビジョン懇談会について

今日の委員会におきましては、小樽港将来ビジョン懇談会の進め方ということで報告がありましたので、これは、委員会ごとにいろいろ申し上げておりますが、今、港湾関係者と商工会議所を中心にして研究会を立ち上げるということですね。それを懇談会にフィードバックしながら、1年ぐらいかけて一定のめどを立てたいというような報告だったわけですが、これは重要な小樽のまちづくりの将来ビジョンにかかわる議論だと思うのです。こういうことに関しては、私はぜひとも市民も交えて、例えば公開ヒアリングをやるとか、これ今の時点ではということではないのですが、あとは例えばシンポジウムで市民も入れて議論を深めていくとか、そういうことを経て計画の策定をやっていただきたいと思うのです。

やはりこれまで、言ってみるなら、形式的な、悪く言ったら重要な計画でもなかなか市民議論にならないままつくられていくというふうに、どうもそういうふうに進んでいっているわけですね。病院のことについても、ごみの焼却炉についても、大きな借金を将来にわたって抱えるわけですが、それについても非常に形式的に議論が進んでいるということに危惧しているわけですが、これについては、ぜひとも多くの市民の方が関心を持っていることですので、そういうふうに進んでいただきたいと思うのですが、その辺についてのお考えをぜひともお聞きしておきたいと思いますが、それについてはいかがですか。

(港湾)港湾整備室長

今回の将来ビジョンというのは、従来の港湾計画とか、そういう法的な手続等をとるものとは違いまして、小樽市、広く市民を含めてということになると思いますけれども、小樽市として今後港をどうしていくのかというけっこう重たいテーマなのです。それで、一つは当然小樽港自体のこともありますし、小樽港と切っても切り離せない石狩湾新港のこともありますし、あるいはまちづくりということ、そういった意味では、単に港湾業界という専門の方々だけの議論で終わらせることにはならないだろうと思います。

もう一つは、港湾そのもののどういう問題を抱えているのか、あるいは全道の中、あるいは日本の中で、小樽港というのはどんな位置にあるのかという、その辺の港湾本来の機能の過去からの変遷といいますか、今の姿というものがある意味ではあからさまに我々は認識する必要があると。そういった意味でも、今、委員がおっしゃったよ

うな、できるだけ、どんな形をとるかは別にいたしまして、市民の、いわゆる港湾の業界という方だけではない別な団体が一緒に参加の方策というか、これについてきちんと検討しながら進める必要があるという認識を持っております。

山口委員

たいへんありがたいお話でよろしく願いいたします。

私も申し上げておきますけれども、確かに我々、市民団体、今は私は議員という立場でございますけれども、第3号ふ頭や第3号ふ頭基部について親水性のことばかり申し上げているわけですが、ただ港湾の機能については、我々も多少なりとも勉強しているつもりなのです。ただ、それについて業界の方と話す機会もないし、またそういうふうなレクチャーを受ける機会も少ないわけでございますので、そういう意味でそういう機会もいただきながら、一方でトータルのまちづくりの中でいわゆる港湾の果たす役割が一部変わってくることもあるわけでございますので、その部分についても、これは非常にわかりやすい議論ですから、市民も交えて議論すると。小樽については、まちづくりで非常に興味を持っていただいている学者も、全国に多々おられますので、そういう方々が、言ってみるなら、手弁当でいろいろな意見を言いたいという方もいらっしゃるわけですから、そういうことは我々のネットワークとかもけっこうありますので、ぜひ使っていただいて、やはり市民議論に付して盛り上げて、港というものが本当に小樽のまちの基礎をつくったわけですから、再度港に目を向けて、港湾から新たなまちづくりを展望するというので、重要な課題でございますので、ぜひともそういう観点からも進めていただきたいと思います。この件については、進め方として、今、室長の方からおっしゃっていただきましたので、ぜひそういうふうに進めていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

地域経済活性化推進事業について

次に、地域活性化の議論でございますが、私はこれまで議会の中でも議論してきましたけれども、小樽観光は今落ちてきておりますけれども、800万人を超えるような観光客がいらっやっていると。大きな小樽経済の柱になっているはずなのです。しかし、今、小樽市の財政事情はたいへん厳しいと。税収もなかなか上がってこないというような状況になっているわけですよ。その矛盾というか、これは大きな課題ですけども、なぜなのかという分析をきちんとすべきじゃないかと私は思うのです。観光についていいますと、どちらかという、誘致活動がメインになっている。それから、地域経済活性化会議等でも議論されているのは、受入れ態勢の強化とか、あとは出かけて行って、セールスをかけるというようなことが中心になっていると思うのです。

私は、実はそうではないのではないかとずっと思っているのです。消費者、言ってみるなら、お客さんのニーズというのは、今非常に多様化してまして、一方で例えば私は長い間、ここ25年ぐらい北海道物産展にお邪魔しているわけですが、私はものをつくる立場でございますので、食品の方はあまりよくわからないのですが、ただ長くやっておりますので、道東の業者とか、札幌の業者とか、いろいろな地域の業者を知っております。そういう中で、小樽はたいへん知名度が高いにもかかわらず、商品の構成力というか、そういうところが非常に弱いのです。雨後のタケノコのように新商品が出てきて、北海道物産展を席卷するような地域というのが十勝にはあるわけです。そういう意味で、どちらかという、札幌から遠い、消費地から遠い地方ほど、非常に頑張っている。これは行政やあとは種々の機関と連携をとって、商品開発をやって、そこから商品をどんどん出してくるということですよ。そういうふうなことが、小樽はどうも取組がなされていないのではないかとこのように思うのです。

小樽には中小企業家同友会とかいろいろな組織がございます。物産協会もございますけれども、そういう中で例えば、後志や積丹の1次産業と小樽の2次の加工業と本当に連携がとれて、その中で商品開発がされているのかということも含めて、取組が一番必要な部分ではないかと思うのです。だから、そういうところが本来からいうと、地域経済活性化会議でも真剣に議論されて、その中からどういうふう、いわゆるそういう地場産品をつくり出していくかということに力点を置いてやらないと、私は小樽の経済が観光とタイアップして浮揚する、ひいては小樽

の財政に寄与することになっていかないのではないかというふうに思うわけです。

特に、前にも議論しましたが、小樽ブランドの話でございますけれども、1回失敗しているわけです。要するに、ちゃんとした基準を持って、どういうものを送り出していくかということを含めて、しっかりした議論なしに、また基準づくりなしに推奨してしまったりなんかすれば、これは要するに、消費者の方で迷うのです。ホスピタリティだけでやったとしたって、ホスピタリティもいろいろあるのです。要するにマニュアル化したホスピタリティがいいのかということにもなるのです。いわゆるチェーン店は、いらっしゃいませ、何とかとやりますよね。それが本当にホスピタリティかといったら、そうではないという方もたくさんいらっしゃるわけです。どういのですか、ちょっと頑固おやじがいて、一見さんなんて要らないよというふうに、それもホスピタリティかもしれませんね。ですから、そういうことに力を砕くというのは、あとの話ではないのかと。もっと基本的にやるべきことがあるのではないかという気持ちを私は持っているわけですが、それについての戦略や議論というのは、どこでされるのか。観光基本計画の中でされるのか、地域活性化会議の中でおやりになるのか、そこが見えていないものですから、少々いらついているところがあるのです。それについての考え方をどなたでもけっこうですから、述べていただければと思います。

(経済)産業振興課長

今、委員から今回の地域経済活性化会議についてと、観光誘致、また受入れ態勢、セールスについて、行っている現状にあるということでお話がありましたけれども、昨年6月に地域経済活性化会議が立ち上がりまして、皆さんでいろいろな項目、議論されております。

その中で、一つ今回即効性のあることといたしますと、観光客が800万人来ていますので、観光関連産業の方だけではなくて、地元の企業の皆さんもかかわっていけるような体制というのは、どういう形でいくのがいいのだろうかということで、昨年9月に三つのワーキングをつくって議論してきたところです。

その中で、今回、ホスピタリティ又は評価基準のこと又は香港マーケットリサーチ事業等について先ほど報告させていただきましたけれども、その中でも今回香港に行きますのは、委員もじゅうぶんご承知だと思いますが、香港、台湾、韓国の順番でアジアから小樽を訪れる方がいるという中では、今回は香港そごうを使わせていただいて、こちらに来ていただいたときにどんなものをお買い求めになりますかということと、それと少し手を加えると、油っぽいものが好きみたいですので、その部分ではどういうものがお好みですかということで、少し手を加えて製品化できるもの、また新たに商品開発まで持っていかどうかということを含めて、市場調査を香港でしてきます。

また、こちらでも市場調査をしていますと同時に、ホームページのことを話させていただきましたが、その中でもまだ20ほどですけれども、アンケート結果といたしますが、調査してご回答いただいています。そういう部分も加味しながら、今回持っていきます品目につきましても、食が中心となっています。中ではその食の食品加工の部分をしっかり今回やっていくということが、地域経済活性化会議の中の今の香港マーケットリサーチ事業でも行っていけるかなとは思っています。

また、後志の食材はいろいろとありますので、そういう意味ではぜひ活用して、新しい製品開発ができないだろうかということで、昨年5月から地域経済、これとは別に地域経済からとらえた産業振興担当の課長の集まりの会議を開きまして、つい先日事例等の報告をしながら進めているところです。そういう部分でもいかに連携をかけていくかということ、それと徐々に商工会議所又は商工会の方にも出ていただいていますので、その中でじゅうぶん情報交換をしながら進めていきたいと思っています。

昨年の5月に産業振興担当の課長の集まりを始めたときに言っていましたのは、データ放送という放送を使って、何とか地域のものの販路拡大をかけられないかということでは進めております。

もう一ついいますと、何とか既存企業の皆様と立地した企業の皆様とが一緒になって何かの製品開発まで持っていけないだろうか。今、残念ながら、まだ委員がおっしゃったとおり、食とまではいいませんが、ものづく



りということで、ガラス製品等を共同で開発していくということで今進めておまして、今週もまたその集まりをするということで進めさせていただいております。

山口委員

観光基本計画の進ちょく状況について

また、物産展の話になりますけれども、小樽は観光で一時、ガラス、すし、オルゴールというように言われてきました。例えば、ガラスというものが物産展の現状を見ますと、ほとんど売れる商品を中国から輸入して、小物、アクセサリとか、そういうものが中心に出て、売上げをとってくる状態ですね。今、デパートの方もたいへん厳しくなりました、消費者の側もうるさいものですから、北海道物産展なのに、何で中国のものを売っているということですから、なかなか売りにくくなってきている。ただ、店舗があれば、そういうものでも売ってもよろしいという部分もありますけれども、だんだんそういうことに対して敏感になってきたわけです。

小樽の、言ってみるなら、小樽産のガラスを持って行って売れるかということ、これは最初に出たわけですがけれども、ほとんど売れなくて、デパートの方から断られたというわけですね。オルゴールについて言いますと、ショップがあればということで、これは長野とかスイスの商品がございまして、2社、オルゴール堂と海鳴楼がお売りになっているようなのが現状です。ただやはり、なぜ北海道なのという部分に対して、非常に弱い部分があります。ただ、専門店として小樽は人気がありますので、そういう意味でいいますと、一定のインパクトがあるのではないかと私は思っておりますけれども、これ以上伸びるようなことはないのではないかと思います。

すしについていいますと、やはりすしのネタがどこから来ているのかということが非常に重要なことですし、そういう意味でいえば、すしの質や価格も含めてですけれども、もう曲がり角に来ているのではないかという認識を、これは、すし屋の方々も認識を持っているわけです。だから、その辺の議論が本当にされて、例えばガラスにしましても、宙吹きガラスで色をつけて売るといようなことでは、もう売れないのですよ。相当技術レベルが高いものでないと、工芸品の域にいかないと、これは土産物にならない時代に来ているのです。確かに、高額商品になりますけれども、技術が高くてデザインがよければ売れるのです。私も商売しておりますけれども、いわゆる中間商品みたいなものはもう売れなくなりました。安いか、非常に技術が高いから高くても買うかという、二極化していますよね。そういう意味で、観光というのは本当に地場の文化ですから、その領域にまで高まったような商品をつくり出せる素地、これは民間の業者というか、業界だけに任してできるものであるかということ、なかなか難しいところがあるのです。だから、ガラスの先進地等、これは外国も含めてですけれども、一定の戦略を練って、そういう部分でもう少し技術の高い新たな商品がつくり出せるようなお手伝いを、私は政策的にやるべきではないかというふうに思うのです。

産業振興課長のところはけっこう国から上手にお金を持っていらっしゃるのです、そういう部分でお金を引っ張ってきて、小樽市は財源がないですから、そういうものをぜひとも組んで、計画を立てていただいて、新しいレベルの高い商品の開発をやるような作業をもうそろそろ始めていただきたいと思います。

もう一つは、後志の連携というのは、本当にされているかということ、されていないのです。今、一応情報の共有ということに関しては、しりべしiネットで行われています。ただ、送り出す情報についていうと、まだお寒い状況なのです。これまで拾いきっていない部分もあるのですけれども、商品力として強いものを持っていないということです。地域としては非常にインパクトの高い地域として注目はされているのです。というのは、札幌に近いのですから、札幌からの客が小樽を通過して、積丹や後志を見に行かれるということですから、そういう中でこれからは、多様なニーズがあるわけですから、それを拾いきっていくような施設ができたり、施策が出てくると思えますけれども、そういう中で小樽が窓口になって、小樽に泊まらせていただいて後志を回っていただくようなことが、小樽にとってはプラスになっていくわけですから、そういう戦略上の何か組織というのか、後志観光連盟がありますけれども、非常に弱いものもあります。物産協会とも連携をとるべきだと思いますが、いわゆる小樽の物産協会

と後志一円の物産協会や商工会等と連絡調整をして、小樽がリーダーシップをとるなりして、そういう戦略を練るべきではないかと思うのです。だから、地域の中で小樽がリーダーシップをとってやっていけるようなことを、ぜひとも考えていただきたいなど。そういう意味で観光基本計画を、今、1年延長してつくっているようだけれども、その辺の議論はされているのか、それについてどうもよくわからないところがあるのですが、いかがですか。

(経済)観光振興室長

観光基本計画の進ちょく状況ということでございますが、これまで昨年の11月に基本計画の策定委員会が発足を、以来5回にわたりまして会議を開きました。今年の5月からは、その策定委員会の下部的な委員会として、検討部会というものを開設して、これは原案を策定して策定委員会に提案をしていくということで設けられたものですが、これが13回の会議を行っております。ただ、会議は重ねているのですけれども、基本計画の理念、あるいは基本方針と、こういったものを煮詰めていくということで議論がこれまでなされてきておりまして、その中身といたしまして、具体的なもの、項目についての議論というのは、これからということで今進められているところ

山口委員

私もたいへん興味を持って見守っていきたいと思いますので、いろいろ情報交換等、これからもよろしく願いいたします。

景観条例の見直しについて

最後になりますが、これは、経済部に直接関係するということではないのですが、議論としては非常に関連することですので、ここでお話を申し上げたいのですが、色内通りとか堺町通りとかの地価が、往時に比べれば10分の1とはいいいませんが、今8分の1ぐらいになっているわけです。この前、お聞きしたところによりますと、板谷邸のことも新聞にも載りましたが、あの下秋山愛生館が持っている建物とかの価格を聞きましたが、坪36万円だそうです。角のガソリンスタンドが今売りに出ていますけれども、30万円ぐらいではないかと言われているのです。だから往時から比べたら、本当に250万円とかで売買された地域なものですから、そこまで落ちているわけです。そうすると、当然、観光関連でやらなくても、例えばマンションを建てるとか、そういうこともじゅうぶん考えられてくるわけです。今市内の業者のいろいろな情報を集めてみますと、そういう動きがけっこうあるのです。これはたいへん小樽観光にとって私は憂慮すべき事態になっているなど。

景観条例もあるのですけれども、地区指定から外れているような地域もたくさんあるのです。現に中央通りのコンビニのすぐ裏のところに建ったマンションも、あそこは指定地域ではありません。それから、旧川又商店の脇のおもちゃのタキモトのところ、あそこは実際にもう売買されて、確認申請も出て、通って、13階建てのマンションを建てるということになっております。

私は将来、小樽観光を担うべき新たな観光拠点として、前回の議会でも提案させていただきましたけれども、北運河や旧手宮線沿線というのは、交流観光の拠点として重要な地域であると、そういうふうな考え方から、あの地域を重要地点として区域の中に入れ込むべきだと私は思っているわけですが、そういう意味で、国が2月に景観法を制定しまして、言ってみれば、強制力を持った規制ができるようになりましたので、直接はまちづくり推進室になると思いますが、私の方はそちらともお話をしているわけですが、もうそろそろ景観条例の見直し、それから指定区域の見直しは当然でございますけれども、中身も当然ですが、強制力を持ったものに変えるとか、指定区域をもう一回見直すとかということが、これは非常に重要なところに来ていると思いますので、ぜひともまちづくり推進室等、直接担当している部署と、経済部の観光の部署とが連携をとっていただいて、またその議論を単に行政だけではなくて、これについては小樽はここ30年の因縁があるわけですから、関心を持っている市民も大勢いらっしゃるし、先ほど港湾についても申し上げましたけれども、多くの知識人というのですが、いわゆるまちづくりの研究をされている学者とか、ボランティアで非常に小樽のことについて憂慮している方がいらっ

しゃるわけですから、だから市民議論に付して、ぜひとも新たな小樽の今後の100年の指針になるべく、条例を新たに制定するようなことに着手するように、問題意識を持っていただいて、まちづくり推進室と話をされるようにと思います。いかがですか。

(経済)観光振興室長

観光客の方から小樽観光についての印象を聞いた場合に、やはりトップに挙げられるのは、小樽の景観ということでございます。これは近々公表を予定しております観光客の動態調査の中からも伺われるようなことですが、最近景観について実はかなりの意見がホームページ上でも飛び交っております。これは小樽観光誘致促進協議会が開設しているホームページの中でも、そのような景観に対する非常に激しいやりとりがなされているのも私も見ております。そういった意味でも、小樽観光のこれからの重要な要素としても景観というのは絶対に外せないものでございますので、委員がご指摘のとおり、これをいかに守り、残し、そして次代につなげていくかということも、我々の現在の使命だというふうにも考えているところでございますので、その点ではまちづくり推進室と私ども観光振興室を含めて、観光関係の部署が連携をとって、しかもそれが内部の意見というだけにとどまらず、委員もおっしゃっているとおりできるだけオープンなものにした中で、市民との共通認識を持った上で、より望ましい形で議論が進めていけるようなことも考えております。

山口委員

最後になりますが、今のことに関連してですけれども、観光基本計画が出てくるわけですね。その時点で、できれば公開シンポジウム等、市民に向けてお考えになってはいかがかと思うのです。そういうことには、我々も参加させていただきますし、きちんとした議論をして、それに附則みたいなものをつけて、議論経過も含めてお出しになると。小樽の将来については、全国で注目しているところがあるのです。そういう意味で、ぜひともそういうことも含めて、単に計画を上げて議会でそれを報告して終わりということではなくて、市民も交えて議論をする場を最終的に持っていただけたらなと思いますので、そのことをお願いして、私の質問を終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

小樽港将来ビジョン懇談会について

山口委員と同じ質問になってしまうかもしれないのですが、私もどうしても気になるものですから、改めてお伺いさせていただきます。

小樽港将来ビジョン懇談会についてなのですが、ビジョンですから、本当に先々のことだと思いますけれども、やはり50年後、100年後というか、かなり将来のことを見据えたというようなことにおける懇談会という位置づけでよろしいのですか。

(港湾)港湾整備室長

50年後、100年後までというのは難しいかも知れないのですが、少なくともその5年、10年というような短期的なスパンではない意味での小樽港の将来の方向性というものについて、絵をかくのではなくて、方向性というものを議論して一定の指針としてまとめる必要があると、そういうふうにご考えてございます。

森井委員

この懇談会に、もちろん港湾管理者とかそういうかわりのある方が参加されるのは当然だというふうにももちろん思うのですが、悪い言い方をすると、当然それに対して仕事がかかわっているわけですから、それを守ろうという意識が芽生えたり、時にはしがらみとか、そういうようなことも生じて当然だと思うのです。しかしながら、ビジョン、そういう伏線を見てというふうにご考えますと、当然その範囲だけで考えていってはいけないという

か、そういう枠組みでとらえてはいけないものだというふうに、私自身もちろん思っております。先ほど山口委員からもお話があったように、市民がどのようにかかわっていくかというようなことが大事なのではないかなというふうに思っております。私は、港湾に全くかかわっていない方々、時には主婦であったりとか、学生であったりとか、時には小樽市外であってもいいのではないかなど。客観的に見れる目というのもすごく重要だと思いますし、港湾がどうなるかどうでもいいという方ではなくて、これからの小樽がどういうふうに変っていくのかというふうに夢を見れる方々であれば、どなたでも参加できるべきではないかなというふうに思っております。今後この懇談会がどういう方々が参加するのかというような先々の規定というか、募集方法とかいろいろ出てくると思うのですけれども、このあたりたいへん気になりますので、今後決まりましたら、その情報をぜひ公開していただきたいというふうに思っているのですけれども、それについて、いかが思われますか。

(港湾)港湾整備室長

スタートの時点では、懇談会は行政の代表としての市長、それから経済団体の代表としての商工会議所会頭、そして港湾業界の代表としての港湾振興会長という、こういった大きな柱としての部分というのは、今後も曲げられない部分があるわけです。懇談会なり研究会なりを進めていく過程の中で、先ほど一番最初に報告の中で申しあげましたように、テーマによってはそれだけのメンバーではふじゅうぶんであるということが当然出てくると思います。そういった中で、参加メンバーについては柔軟に対応したいということをお願いしました。

あともう一つは、これからの論議の過程につきましては、懇談会等の一定の区切りがあるごとに、できるだけオープンにやっていきたいと思っておりますので、機会あるごとにまた当委員会にも報告したいと思っております。

森井委員

ぜひ、今後の小樽の根幹というか、重要な柱になっていくべきビジョンだとも思いますので、その流れの中で進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

大規模小売店進出の影響について

それでは質問を変えまして、先ほど古沢委員より大規模小売店舗において、一番最初の質問の本間主幹の答弁で、こういう大きな店舗が現れたときに、既存商店街であったりとか、中心市街地にある商店街であったりとか、今後厳しい状況が続くだろうというような言葉もあったと思うのですけれども、しかしながら、市としては大規模小売店が出てくるのは別に問題がないと、当然と私は思うのですけれども、それによってそれぞれの商店街に悪影響を及ぼすようではだめだと思うのです。今、それにおけるフォローとして、空き店舗、商店街における振興というのは行われていると思うのですけれども、そういう大規模小売店が出るたびに、商店街が厳しい状況に陥るのではないかなというふうな予想がされるのであれば、やはり今後毎回そういうことが起こるたびに問題提起されるようではだめだと思うのです。その商店街に対するフォローアップというか、そういうことに対してもう一度考え直さなければいけないのではないかなど、私としては思っているのですけれども、何かその辺において、思われる点又は考えられている点があれば、今お話ししていただければと思うのですけれども。

(経済)本間主幹

確かに、先ほど来ホームマックの中身について、今、ホームマック手宮店がいろいろな業種構成と申しますが、電気製品から例えば園芸用品だとか、大工道具とか、非常に幅広いアイテムを取り扱っている店でありまして、そこどういった商店がバッティングするかということは、もう少し出店の店舗の取扱い商品だとか、売場面積を考えていかなければ、どのような影響が出るのかということがはっきりとはわからない状況に今のところはあと思っています。ただ、今、森井委員からご指摘のありました商店街の活性化についての考えとか、今の状況ということでありますけれども、確かに従来、例えば空き店舗に対する支援についてですけれども、平成9年度から事業化しまして、議会にもお願いして補正予算を組むというような形で補助金を中心とした整備をやってまいりました。ですけれども、状況が厳しい中でなかなか従来型の支援というのが難しい。そうした中、今、商店街としても、例えば

花園銀座商店街では、さくら祭りということを中心にしてソフト事業に力を入れているとか、また近隣にあります水天宮、この資源をいかに活用していくかとか、要は地域密着型の商店街を目指しているという取り組みをしているという状況でございます。

市としましては、そういった中でももちろん経済部の我々も商店街の中に入り込んでいろいろ検討しておりますけれども、幸いに国の方でシニア・アドバイザー制度とか、タウンマネジャー制度という専門家を派遣する制度があります。これについては、費用負担が商店街にはかからない状況で、すべて国の方で持ってくれていますので、そういった専門家のアドバイザーとともに、その商店街単位の魅力づけといいますか、そういった商店街の特徴を生かした活性化策ということを今いろいろ商店街、市場の中で検討しているというような状況にあります。

森井委員

もうお話しされたとおりで、商店街とかが地域密着をどれだけできるか、またそれぞれの商店街、どれだけの魅力がつかれるかということが、すごい大切になってくると思いますので、ぜひ進めていただければなというふうに思っております。

今回、視察に行かせていただきまして、長崎県にあります佐世保市に行つてまいりました。その佐世保に行った理由というのは、商店街事業に対して視察に行ったわけではないのですけれども、行った先に都通りのような屋根のついている通りがありまして、佐世保の商店街のその通りは、約1キロちょっと、とても長い商店街なのですけれども、空き店舗が1店舗か2店舗あるかないかというくらい少ない状況で、それだけ長いにもかかわらず、人通りも多く、かなり活気があつていろいろな取組をしているというお話を聞いてきました。実際佐世保市の人口も24万人程度で、もちろん小樽よりは多いのですけれども、それほど大きな人口の中で商店街が、人口が多いから活性化しているということではなく、やはりいろいろな取組をその商店街で行っていると。もちろんその商店街の方々が中心となつて行っていることもあるのですけれども、佐世保市全体の魅力づくりということで、その商店街に全然かかわっていない方々でも、通りそのものを盛り上げるために、イベントを凝らしたり、いろいろな形における行事をしたりとか、そういうようなことをまち全体として取り組んでいる事例というのが、その佐世保ではないかなというふうに、実際見てきて感じました。そういう先進地事例を吸収して、ぜひ同じように小樽の都通り、もちろんそれだけではなくて、中心市街地の商店街、又はそれぞれの市場なり、商店街なりを活性化できるような策を、小樽市としても取り組んでいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

北海道フーディストについて

それからもう一点、これは今日の報告とはズれるかもしれないのですけれども、先ほどアンテナショップの話もありましたので、お伺いしたいところもあるのですが、私自身、視察の途中で東京の方に立ち寄りまして、自分なりにいろいろ勉強しようと思って立ち寄ったのですけれども、そのときに偶然なのですが、東京駅の八重洲口の方で「東京都中央区北海道」という大きなポスターが駅周辺にたくさん張られていたのです。最初は何のことなのかよくわからなくて、東京の滞在中にテレビ、たぶん全国放送だと思つたので、北海道でもやられていたと思うのですけれども、北海道フーディストという会社名だと思つたのですけれども、そのような何か取組が行われていたと、私自身そのときに把握したのですけれども、いま一つまだ詳しくわからないところもあるのですが、もし何かこれを小樽市として情報として得ていたら、紹介していただければと思うのですけれども、どうでしょうか。

(経済)商業労政課長

それは北電が北海道の物産を東京都内でも販売するために、北海道フーディストという会社が八重洲の方に店舗展開をしております。それにつきましては、北電の小樽支店を通じて、小樽の物産についても何店か出店はしています。それで、北電は北海道全体ということで、各支店を通じて商品を集めて、北海道を売り込もうということで、これはたしか2年ぐらい前から計画を進めていて、今年のたしか10月にオープンしたと、そういった北電の関連会社で北海道の物産をアピールするための店というふうに聞いています。

森井委員

それはたぶん民間企業のやりとりというか、取組だと思うのですが、それは何か小樽市が行政としてかわったりとかは現在されておりますか。

(経済)商業労政課長

市の行政としては、直接的なかわり合いはないのですが、北電の小樽支店を通じて、小樽物産協会の会員にそういったお店がありますよということで、北電の小樽支店が窓口になって、北電の小樽支店は小樽だけではなくて、後志管内の商品についてそういった形の本社というか、その会社の方に提案をしているという、そういった状況にあります。当然、私どもも北電の小樽支店と協議しながら、小樽の産品があれば、どんどん紹介したいということで、物産協会の方とも話をしていると、そういった状況にあります。

森井委員

わかりました。私はテレビにおける情報程度しか得ていないので、それでもその北海道フードリストが、そちらの方が直接生産者とのやりとりの中で、北海道でまだまだ地方とかにあるそういう眠っているものを発掘していきたいというようなことで、いろいろなところに声をかけて、今まで北海道を地盤として売れているものではないものでも、どんどん声をかけて、そういうところで取組を行っているというようなことがテレビの方で取り上げられておりました。

また、常々並べられている商品の方も、いろいろな形で展開していきたいということも抱負として語られておりましたので、ぜひ行政の力だけではなかなかできない範囲もありますし、民間企業を利用してといった言葉は悪いですが、活用して、いろいろな形において連携させてもらって、その小樽市の中のそういう発掘に協力していただくというのが、たいへん重要なことだと思いますので、北電の小樽支店の方ともさらに連携をとって、いろいろな形でこれを小樽市としてもプラスになるような形でやっていただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと最後に、一つだけお願いがあるのでありますが、先ほど石狩湾新港管理組合の補正予算についての話があったのですが、先ほど聞いた限りだと、どのような内容なのか、具体的にわからなかったので、あとで個人的に書面でも何でもいいので、ご連絡いただければと思います。母体の負担額はもちろんなのですが、国税を使って行われているものですし、当然国税は市民が払っている内容ですので、ちょっと気になることもありますので、そちらの資料の方をよろしければいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。